

おおさかの 住民と自治

2022.7
(通巻第524号)

発行：
一般社団法人
大阪自治体問題研究所
(発行人：中山 徹)
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館5F
TEL.06(6354)7220 FAX.06(6354)7228
<http://www.oskjichi.or.jp/>
定価200円(消費税含む)
会費は会費に含まれます

参議院選挙の意義と争点

自治体問題研究所 理事長 中山 徹

日本は、平和、経済、暮らしのすべてで行き詰まっています。今回の参議院選挙では、その行き詰まりを打開する方向に歩みだせるかどうか最大の争点です。

そのために、一点目に重要なのは、日本の平和を維持し、世界の平和に貢献できる日本にできるかどうかです。2015年に安保法制が成立し、日本の平和が大きく脅かされる事態になりました。さらにロシアのウクライナ侵攻を利用し、憲法9条の改正、核シェア、敵基地攻撃能力、軍事費増額の議論が急速に進んでいます。

維新は、今回の参議院選挙の公約に憲法9条改正の議論を始めると明記しましたが、平和憲法を維持できるかどうか直面しています。

そもそも武力に対して、武力で対抗するという考え方が、平和な世界の構築を大きく妨げています。国際的な平和をつくりだすために、日本に期待されるのは、軍事力の増強ではなく、武力に頼らない平和外交を積極的に進めることです。日本が平和外交を積極的に進め、日

本国憲法前文に書かれた「名誉ある地位を占め」るために歩むのかが問われています。

二点目は、新自由主義的な経済政策を転換し、日本経済を低迷から脱出させることができるかどうかです。

岸田総理は総裁選の時、アベノミクスで進めた新自由主義的な施策を是正し、分配を優先する経済政策を掲げたかのように見えました。ところが、岸田内閣の看板である「新しい資本主義」の具体化とともに、「所得倍増」は「資産所得倍増」になり、「貯蓄から投資へ」と変わっています。

日本経済が低迷しているのは、つくりだされた富が、大手企業や富裕層に偏在し、庶民や中小企業に回っておらず、深刻な消費不況に陥っているからです。この格差を是正することなく、庶民に投資を呼びかけても、そもそも投資に回す貯蓄などなく、格差をさらに拡大するだけです。

日本ではこの20年間、実質賃金は低下しており、1人当たりGDPも先進国とは言いにくい水準になっています。これは新自由主義的な施策によってもたらさ

れた格差の拡大が元凶で、新自由主義から脱却できない政党では日本経済を救うことはできません。

日本経済を救うためには、「新しい資本主義」ではなく、大手企業や富裕層に偏っている富を、庶民や中小企業、地方に回すような分配を優先する経済対策が必要です。

三点目は、コロナ禍で明確になった医療、福祉、教育の脆弱性をどう回復、拡充させるかです。1994年、全国に保健所は847箇所ありましたが、今は469箇所です。新型コロナウイルス感染症に対応するためには保健所が不可欠ですが、このような削減がコロナの蔓延を止めることができなかった大きな原因になりました。

また、コロナに感染しても入院できず、自宅待機を余儀なくされ、自宅で亡くなる方が続出しました。この間進められてきた病床の削減が、病院の不足を引き起こした一つの大きな理由でした。

さらに、保育所、学校、高齢者施設などでクラスターが発生しました。他の先進国と比べ日本の保育所、学校、高齢者施設は過密です。そのような保育・教育

・福祉環境の劣悪さがクラスター発生を防げなかった一つの要因です。

この間、コスト削減を優先し国民の命を軽視する施策が進められてきました。が、引き続きこのような施策を進めるのではなく、医療・福祉・教育環境の改善へと舵を切りなす事が重要です。

四点目は、野党共闘路線の発展につなげることができるとかどうかです。2016年、2019年の参議院選挙では全1人区で野党の候補者調整が実現しました。今回の参議院選挙では3分2程度の1人区で野党が競合します。

実質的に与党化した野党、与党よりも右寄りの野党、野党共闘路線を批判する労働組合の存在等が、野党共闘を後退させた大きな理由です。

ただ、先に述べた一点目から三点目の政策を実現するためには、そのような政策を実現する権が必要であり、今のところ野党共闘に立脚した政権しかないと思います。

今回の参議院選挙で、現在の政権政党などが議席を伸ばしますと、今よりも状況が悪化します。そうではなく、野党共闘に立脚した野党が全体として議席を伸

ばすかどうか。以前よりは少なくなったとはいえ、今回の選挙で実現した野党統一候補が議席を取ることができるかどうか重要です。

そこで議席を伸ばすことができますと、一点目から三点目の政策を実現する可能性が広がります。また、今後の国政選挙で2021年の衆議院選挙以上に野党共闘路線が強化されると思われます。さらに、来年の統一地方選挙でも、地域の特性を踏まえた野党共闘路線が実現できる可能性が広がり、地方政治の変革も期待できます。

今回の参議院選挙は日本の国の今後にとって、大きな意味のある選挙です。

追記

校正中の6月7日に「経済財政運営と改革の基本方針2022」いわゆる骨太方針が閣議決定されました。その中で「防衛力を5年以内に抜本的に強化する」という文面が入っています。期間を区切った防衛力増強の目標を掲げており、平和をめぐって重大な局面に入りつつあると思います。



・連載・

憲法を生かす

コロナ禍でさらけ出された 福祉・医療の貧困



茨木 範宏

一般社団法人 社会福祉経営全国会議 会長

日本国憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

災害級の事態に見まわれた

福祉現場の実態

社会福祉事業は、新型コロナウイルスパンデミックという緊急事態でも社会と経済をささえる土台として事業を継続し、福祉従事者は不安と緊張の中でも子どもたちや利用者さんの命とくらしを守り、懸命に踏みとどまり福祉実践をすすめています。

しかし第6波はこれまで以上に感染力が高く、新規感染者と濃厚接触者の急拡大で施設の休所・休園が相次ぎ、その運営に大きな影響を及ぼしました。特に大阪では、維新政治による医療や公衆衛生の縮小・削減もあり、死者数や医療・保健所業務のひっ迫が著しく現れました。

その結果、高齢・障害者施設のクラスターは府下700件を超え、施設療養中に約60人が亡くなるなど、今までにない状況が生まれました。

ある障害者施設では7回救急要請したが1回も入院できず、あるいは血中酸素濃度87で39度の高熱でも、足指で計ると90台でまだ意識があると救急隊は帰ったそうです。厚労省が「重症者・重症化リスクのある陽性者は原則入院」としているにもかかわらず、施設利用者は施設に留め置かれ、施設内療養をよぎなくされました。さらに、あまりに要請が多いので消防局から救急車要請の自粛通知まで出る始末でした。

施設・事業所には、濃厚接触者の判定やPCR検査の実施、休園・休所の判断もすべて任せられ過重な責任と対応が求められました。職員が感染あるいは濃厚接触で休むということは、もともとの福祉現場の人手不足が輪をかけ、たちまち日々の運営そのものが困難になります。

職員も法人が借り上げたホテルからの出勤、昼間の職員が夜間業務に従事、中には10日間連続勤務など過酷な労働に耐えました。さらに濃厚接触者である職員が濃厚接触の利用者を支援する「濃濃支

2022年4月19日ABCテレビ
「newsおかえり」で放映



援」という実態もありません。

堺市内の社会福祉法人では、こうした状況下のため障害福祉の事業を停止して職員を集中させ療養者支援を行った結果、約7000万円の事業収入が入らず、さらに防護服や検査キットの購入、職員への危険手当などで1億円近い損失が生ま

府への要望でコロナ対策が拡大

一般社団法人社会福祉経営全国会議(以下、全国会議)は、コロナ禍の2020年4月「権利としての社会福祉」を守り実現することを目的にかかげて発足した高齢・障害・保育など分野を超えた社会福祉法人の全国組織です。全国会議では現場の実態をふまえ、政府に対し新

型コロナ対策と職員の処遇改善を求めて交渉等を行ってきました。大阪では社会福祉施設経営者同友会とともに、3月25日、自治体の支援対策を求める緊急要望を知事に提出し記者会見しました。

その様子はテレビ・新聞等で報道され反響を呼びました。取材した記者が知事の定例記者会見で「要望書は見ているか」と質問、要望の中の検査拡充という点で「3日に1回、抗原検査できる仕組みを障害者施設でもスタートする」と言われました。

また、感染者の施設内留め置きについては、4月4日に厚労省が高齢者施設でコロナ発生時に「感染制御・業務継続支援チーム」を派遣し、医師による治療が受けられる体制を整えるよう自治体に通知、それを受け大阪府が5月16日に約40床の「高齢者医療介護臨時センター」整備方針を示しました。

社会福祉施設はあくまで生活の場であり職員の仕事は支援実践です。そこに利用者留め置き療養を強いること自体が無理な話で、原則入院の徹底と医療体制の整備された療養の場の設置は急務です。その前提には自治体が医療や保健所機能を拡大し充実させることが欠かせません。

社会福祉法人の役割と

自治体の責務

吉村知事は記者から「社会福祉法人のコロナによる損失の補てんは？」と聞かれ、「営業補償は簡単にいかない」と答えました。

憲法25条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国と自治体の責務を明確に規定し、社会福祉法人はその実施主体として非営利性・公益性を原則に設置されました。それに対し、しかもコロナ禍で事業継続を要請しているにも関わらず、営利企業の「営業活動」と同等に扱う知事の発言は見識を疑うものです。

福祉や医療を必要とする方々が、災害級の事態が起きたからといって、医療が受けられない、支援が滞るということはあってはなりません。緊急時にも余裕をもって対応できる平時からの安定した福祉や医療の基盤整備がいま最も必要です。私たちはこれからも現場の実態を知らせ、利用者と職員そして福祉経営を守る公的保障を求めていきます。